

## 議案第 17 号

### 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：安全安心課】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）で定める非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されたことに伴い、その内容に準じ、葬祭補償の定額部分の額について、改正を行うものです。

#### 1. 改正内容

##### （1）葬祭補償の定額部分の額の改定（第 18 条の改正規定）

| 改正前       | 改正後                      |
|-----------|--------------------------|
| 315,000 円 | 330,000 円<br>(15,000 円増) |

#### 2. 施行期日等

##### （1）施行期日

公布の日から施行します。

##### （2）経過措置

① 改正後の葬祭補償の額については、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた斑鳩町消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例によることとします。

② 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においてこの条例による改正前の斑鳩町消防団員等公務災害補償条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第 18 条の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなします。